

新（案）	旧（現行）
<p data-bbox="209 302 523 331">（受注者の損害賠償請求等）</p> <p data-bbox="193 344 355 374">第51条 略</p> <p data-bbox="169 387 783 694">2 第32条第2項（第34条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づいて、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>	<p data-bbox="873 302 1187 331">（受注者の損害賠償請求等）</p> <p data-bbox="857 344 1019 374">第51条 略</p> <p data-bbox="833 387 1447 694">2 第32条第2項（第34条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づいて、遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>